

貴族院議會回國第十九次會議事速記錄第一號

付託
監察

- 金融機關再建整備法案
 - 臨時補償特別措置法案
 - 特別和議法案
 - 大藏省預金部等損失特別処理法案
 - 厚生年金保險法及び船員保險法特例

男爵八代五郎造
男爵中村貢之
男爵林忠一
男爵倉富鉤
男爵宮原英
坂谷旭

ノ説明ハ非常ニハツキリシテ居リ大體
分ツ々ト思ヒマスカラ、直ニ質問ニ入
ツタラ如何デセウカ、御異議ゴザイマ
セヌカ

ス、或場合ニ依リマシテハ政府ノ答
難如何ニ依ツテハ修正案ヲ提出スル必
要ウアルカモ知レス、ソコデ政府ノ肚
ノ原案ハ昨日ノ大藏大臣ノ説明ニ依リ
マスク云フト、免稅點十萬圓ヲ五萬圓
ニ月下ダルロハガアルカモ御レスト云

マシテ、將來別ノ法律デ立テルト云フ
コトデアリマス、今回提出致シマシタ
一縣ノ法律案ハ、是テ確定的ノモノデ
アリ、又昨日モ總理大臣ガ提案ノ理由
ノ中ニ説明ガアリマシタ通り、此ノ非
常時的ノ性法ハ、是テ一貫スル積徳ア

- 企業再建整備法案
 - 財産税法案
 - 財産税等收入企特別會計法案
 - 企業整備資金措置法を廢止する等の

爵八代五郎造	爵中村	段之井
爵倉富	爵林	忠一君
爵宮原	黑田	英難舟
板谷	順助舟	旭舟
橋辰三郎舟	名取和作舟	約舟
河西豊太郎舟	小山完吾舟	高橋龍太郎舟
有馬忠三郎舟		

ノ説明ハ非常ニハツキリシテ居人ニツカニタラ如何デセウカ、御異議ゴザイ
セヌカ
○委員長三土忠造君　御異議ナリ
認メマス、ソレデハサウ致シマス
○板谷順助君　私ハ簡単ニ質疑ニ入
テ、先ギ立チマシテ、政府當局ニ對
ノデアリマスガ、宜シウザイマス、
ニ先ギ立チマシテ、政府當局ニ對

ス、或場合ニ依リマシテハ、政府ノ
辯如何ニ依ツダヘ修正案ヲ提出スル
要ガアルカモ知レス、ソコデ政府ノク
ノ原案ハ、昨日ノ大藏大臣ノ説明ニ依
マスト云フト、免稅點十萬圓ヲ五萬
ニ引下ゲルヨ、ガアルカモ知レスト
ヤウナ御話ガアツタノデゴザイマ
ルガ、今後此ノ法案ヲ實施スル上ニ
キマシテ非常ニ困難ガ有ヒ、或ハ實
ニ即シナイト云ノ場合モ起ルカモ知
ヌ、又從ツテ我國ノ現在ノ國情ヲ

マシテ、將來別ノ法制デ立チルト云フ
コトデアリマス、今回提出致シマシタ
一縣ノ法律案ハ、是テ確定的ノモノデ
アリ、又昨日モ總理大臣ガ提案ノ理由
ノ中ニ説明ガアリマシタ通り、此ノ非
當時のノ上法ハ、是テ一貫スル積デア
リマス、御了承ヲ願ヒマス
○委員長三王忠造君、御質問ノ順序
ハ片岡君、大河内君、橋本君ガ今申込
ソデ居ラレマスガ、其ノ外ノ方ガ御申
出デニナリマスルニハ、成ルベク先刻

- 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計
における昭和二十一年度の經費支辨
のための借入金等に關する法律案
○復興金融金庫及び產業復興營團出資
拂込金支辨のための公債發行に關す
る法律案

爵八代五郎作母姓	爵中村四之助	爵倉當忠一君	爵宮原旭延
黑田英雄	板谷順助	橋木辰三郎作君	名取和作君
河西豊太郎	小山完吉	高橋龍太郎	有馬忠三郎
中島徳太郎	岸本片岡	河端作兵衛	中島徳太郎
松岡直方君	片岡兼太郎	利得利	利得利
潤吉君	利得利	利得利	利得利
小汀	利得利	利得利	利得利

ノ説明ハ非常ニハツキリシテ居リ大分ツタト思ヒマスカラ、直ニ質問ニツカセヌカ
ツタラ如何デセウカ、御異議ザガイ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長 三土忠造君 御異議ナシ
認メマス、ソレデハサウ致シマス

○板谷順助君 私ハ簡単ニ質疑ニ入ヘ
ニ先キ立チマシテ、政府當局ニ對ニ
テ、議事進行ニ付テ質問シタイト思
ノデアリマスガ、宜シウザイマス

○委員長 (三土忠造君) 宜シウザイマス

○板谷順助君 是等ノ法案ハ聯合國
關係モアリ、或ハ政府ニ於テモ非常
御苦心ヲセラレタコトト思ノテアリ
マスルガ、豫アヨリ政府ガ發表サレケ
所ノ所開幕事項、又此ノ未達ニ見テ

ス、或場合ニ依リマシテハ政府ノ原案ハ昨日ノ大藏大臣ノ説明ニ依マス、云フト、免稅辦事處萬圓ヲ五萬圓ニ引下ゲルコトガアルカモ知レヌトヨアヤウ御話ガアツタノデゴザイマルガ、今後此ノ法案ヲ實施スル上ニキマシテ非常ニ困難ガ伴ヒ、或ハ實ニ即シナイト云ノ場合モ起ルカモ知ヌ、又從ツテ我が國ノ現在ノ國情ヲ察合軍ニ能ク了解セシメル必要モアルデアリマスルガ、政府ノ原案ト致シテハ、是ハ確定のモノノデナイト解シテハ宜シウゴザイマスカ、其點ヲ伺ヒタ

マシテ、將來別ノ法制案立テルト云フ
コトデアリマス、今回提出致シマシタ
一聯ノ法律案ハ、是テ確定的ノモノデ
アリ、又昨日モ總理大臣ガ提案ノ理由
ノ中ニ説明アリマシタ通り、此ノ非
當時のノ法ハ、是テ一貫スル積ニア
リマス、御承了願ヒマス

○委員長(三土忠造君) 御質問順序
ハ片岡君、大河内君、橋本君ガ今申込
ソデ居ラレマスガ、其ノ外ノ方ガ御申
出テニナリマスルニハ、成ルベク先刻
二荒伯ノ仰ツシヤツタヤウニ、質問ノ
内容ヨ「トピックス」タケヨ書イテ戴ク
ト、都合好カラサト思ヒマス

○片岡直方君 ソレハ私質問サシテ
戴キマス、第二番ニ御質問申シタイコ
トハ、此ノ補償打切りニ依リマスル債
權者名義ノ問題アリマス、其裏面内債

- 自農業創設特別措置特別會計法案

爵代八代五郎選ばれ
爵中村 貫之君
爵倉富 哲林 恵一君
爵宮原 黒田 板谷 順助君
橋木辰二郎君 英雄君
名取 和作君 旭丸君
河西豊太郎君 小山 完吉君
高橋龍太郎君 有馬忠三郎君
中島徳太郎君 片岡 直方君
片倉兼太郎君 本多 直次君
河端作兵衛君 岸本 逢徳君
上野喜左衛門君 松岡 潤吉君
小汀 利得君

ノ説明ハ非常ニハツキリシ居リ
分ツタト思ヒマスカラ、直ニ質問ニ
ツタラ如何デセウカ、御異議ゴザイ
セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（三土忠造君） 御異議ナシ
認メマス、ソレデハサウ致シマス

○板谷順助君 私ハ簡単ニ質疑ニ入
ニ先ギ立チマシテ、政府當局ニ對ニ
テ、議事進行ニ付テ質問シタイト思
ノデアリマスガ、宜シウザイマス、
○委員長（三土忠造君） 宜シウザイマス

○板谷順助君 是等ノ法案ハ聯合國
關係モアリ、或ハ政府ニ於テモ非常
御苦心ヲセラレタコトト思ノテアリ
マスルガ、豫ノヨリ政府が發表表レケ
所ノ所謂構想ト、又此ノ法案ヲ見マス
ト云フト、勅令ハ僅カデアリマスル
ガ、大體ニ於テ命令ニ依ツテ定ムトニ
マ簡條ア多イノデアリマス、從ツテ此
ノ命令ト云フモノガ分ラナケレバ、我ニ

ス、或場合ニ依リマシテハ政府ノ
辯如何ニ依ツアヘ修正案ヲ提出スル
要アアルカモ知レス、ソコデ政府ノク
ノ原案ハ昨日ノ大藏大臣ノ説明ニ依
マスト云フト、免稅點ト萬圓ヲ五萬
ニ引下ゲルコ、ガアルカモ知レスト
フヤウナ御話ガアツタノデゴザイマ
ルガ、今後此ノ法案ヲ實施スル上ニ
キマシテ非常ア困難ガ伴ヒ、或ハ實
ニ即シナイト云ノ場合モ起ルカモ知
ヌ、又從ツテ我ガ國ノ現在ノ國情ヲ
合軍ニ能ケ了解セシメル必要モアル
デアリマスルガ、政府ノ原案ト致シ
シテハ、是ハ確定的ノモノデナイ、暫
シ解釋シテ宜シラゴザイマスカ、其
點ヲ伺ヒタイ

マシテ、將來別ノ法制デ立テルト云フ
コトアリマス、今回提出致シマシタ
一縣ノ法律案ハ、是テ確定的ノモノデ
アリ、又昨日モ總理大臣ガ提案ノ理由
ノ中ニ説明アリマシタ通り、此ノ非
當時のノ法ハ、是テ一貫スル積ニア
リマス、御了承ヲ願ヒマス
○委員長三土忠造君 御質問ノ順序
ハ片岡君、大河内君、橋本君が今申込
ンデ居ラレマスガ、其ノ外ノ方ガ御申
出デニナリマスルニハ、成ルベク先刻
二荒伯ノ仰ツシヤツタヤウニ、質問ノ
内容ヨ「トピックス」タケヨ書イテ戴ク
ト、都合好カラサト思ヒマス
○片岡直方君 ソレデハ私質問サシテ
戴キマス、第一番ニ御質問申シタイコ
トハ、此ノ補償打切りニ依リマスル債
權者負擔ノ問題デアリマス、具體的ニ
申シマスルト、補償打切りト云フ問題
ニ伴ヒマシテ、債權者ノ損失ヲ負擔ス
ル場合ニ、企業再建整備法ト、金融機
關再建整備法ト、特別和議法ノ三

侯爵池田	宣政君
侯爵西郷吉之助君	
侯爵鍋島	直泰君
伯爵二荒	芳徳君
伯爵黒田	清君
子爵大河内輝耕君	
子爵京極	高修君
子爵龍脇	宏光君
子爵綾小路	謙君
子爵梅溪	通虎君
慶松勝左衛門君	
男爵周布	兼道君
長谷川赳夫君	

リ委員會ヲ開キマス、澤山ノ議案ガアリ
リマスルガ、先づ戰時補償特別措置法
案、金融機關再建整備法案、企業再建
整備法案、特別和議法案、此ノ四ツガ
關聯ヲ持ツテ居リマスルカラシテ、先
づ是ダケヲ先ニ議題トシテ質問ヲ願
ヒ、其ノ次ニ財產税法案ニ付テ、後ハ
細カナモノデアリマスカラ後デ又御相
談スルコトニ致シマシテ、先ニ申上ゲ
タ四點ニ付テ御質問願ヒタイト思ヒマ
ス、如何デセウカ、政府ノ御説明ヲアリ
ウ一一遍伺ヒマスカ、昨日ハツキリシタ
ヤウナモノデアリマスガ、陸國務大臣

ハ此ノ全貌ヲ明瞭ニ理解スルコトガア
難デアル、又政府ニ於テモ此ノ法案ハ
早急ニ作ツタノデアルカラ誠點モセ
リ、或ハ不備モアルト云フコトヲ仰ニ
ヤル、ソニモ我々ハ之ヲ審議スル上
於キマシテ、勿論相當ノ時間ヲ要スリ
必要ガアリマスルケレドモ、會期ガ逼迫
シテ居ルノデアリマスルガ、併シ一
ニ於テ此ノ重大法案、即チ國民ノ負担
ヲ増スコトニ付テノ重大ノ案デアリ
スルカラ、我々トシテハ國民ノ怨嗟ト
ニ起ラナイヤウニ、最モ公平ニ審議
セネバナラヌ必要ヲ感ズルノデアリ

御説明モ申上ゲ、又内容ヲ書イタモニ
ノ差上ゲル豫定ニナツア居リマス、専
只今御質問ノ御本旨アリマスル此
法律案ハ、確定的ノモノデアルカドア
カト云フコトデアリマスルガ、只今
御尋ニ關聯致シマシタコトデ、斯ヤ
ノ御尋ノヤウニ存ジマスガ、此ノ本旨
ハ諸般ノ情勢カラ鑑ミマシテ、又之
最モ適正ト考ヘタ確定的ノ案デゴザ
マス、假ニ是ガ若シ財産税等ノ問題ト
ガ、將來財産稅收入ノ模様等ニ依リ
シテ、多少範圍ノ擴張ノヤウナコトア
アリマシテモ、ソレハ別箇ノ問題ト

シ、斯ウ云フコトニ關聯シテ居ルモノニアスノデ、此ノ點ニ付キマシテ關聯シテ御伺シタイノデザイマス、先づ第一ニ御伺シタイコトハ、企業再建整備法第七條第二號ニ依リマスルト云フト、舊債權ノ申知レタル特別損失負擔債權ハ、其ノ十分ノ七ニ達スル迄債權者ガ損失負擔スルコトニナツチ居リマス、ソレカラ金融機關再建整備法案ノ第二十四條ノ四五、六、七ニ依リマスルト、金融機關ノ整理債務ヲ、法人ノ預金ト其ノ外ノモノト區別シマシテ、更ニ法人ノ預金ヲ一口ガ五

ソレカラ十萬圓ヲ超エルモノ、ソレカラ十萬圓以下ノモノ、斯ウ云フ風ニ數階段ニ區別シテ居リマス、サウシテ別別ニ債權ノ損失負擔ノ割合ヲ規定シテ居ルノデアリマス、債權ノ性質大小ニ依リマシテ負擔スル金額ニ差等ガアル只今申上ゲタヤウナ負擔割合ニ從ツテ、債權者ハ一律ニ損失ヲ負擔スルノデゴザイマス、サウ致シマシテ此ノ企業及ビ金融機關再建築案デハ、依リマシテ負擔スル金額ニ差等ガアルノデアリマス、然ルニ特別和議法ノ第五條ニ依リマスルト、特別和議ノ條件ト云フモノガ特別和議債權者ニ付テ差等ガアルノデアリマス、所謂正義原則ト申シマスルカ、サウ云フモノニ合致致シマスルモノデアレバ、裁判所ハ特別和議ノ開始認可ヲ決定スルコトガ出来ルコトニナツテ居ルノデアリマス、即チ衡平ノ觀點ニ立チマシテ、債權ノ大小トカ、或ハ其ノ發生ノ時期トカ、其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シマシテ、解決方法ガ取ラレルヤウニナツテ居ルノデアリマス、只今申上ゲタ通り三法案ニ付キマシテ、ソレノノ規定スル債權者ノ損失負擔ノ大要ニ於キマシテ一貫性ガナインデアリマス、斯様ニ變ツテ居ルノデアリマスルガ、此ノ相違ヲ設ケマシタ理由ヲ何ヒタインデアリマス、次ニ企業及ビ金融機關再建築案ト云フノハ共ニ經濟ノ速力ナ再建ヲ目的トスルノデアリマスルガ、是等ニ於キマシテモ、矢張リ特別和議法案ニ止メテ、債權者ガ經濟再建ニ必要ナ重

○國務大臣（膳桂之助君） 結局此ノ三
法案ニ於キマシテ、自己ノ資本デ先づ
負擔スベキ損失ノ割合ノ計算方法デア
リマスガ、三法案ト並仰セノ如ク多少
相違致シテ居ルノデアリマハ、其ノ理
由ハ結局一ロニ申シマスルト云ノト、
一般ノ工業其ノ他ノ企業、金融機關、
又個人ヤ法人等ノ性格ノ相違カハ參ツ
テ居ルト斯ウ申上ゲテ宜イノデアリマ
ス、又鶴平ノ觀念ノ外ニ負擔ノ能力ノ
問題モ考ヘ合セラレタ問題デアリマシ
テ、一般ノ企業ノ場合ニ於キマシテ
ハ、先づ自己資本デ損失ヲ補ノベキ部
分ヲ相當ニ見マシテ、先づ外部資本ニ
付キマシテモ、一時ハドウ云ノ風ニ負
擔フサスベキカニ付キマシテハ色々問
題モアツタノデアリマス、或ハ普通ノ
債權ト又社債ノ如キハ別ニベキカト
云フヤウナ研究モアツタノデアリマス
ガ、色々考慮致シマシテ、先づ一般企
業ニ付キマシテハ自己資本ノ負擔ノ割
合ヲ先づ多ク、外部債權ノ負擔ヲ先づ
少クスルト云フコトガ適當アフウト、
斯ウ云フヤウナコトニ落著キマシタノ
デアリマス、又金融機關ノ方ニ於キマ
シテハ、要ハルニ預金者ノ保護ヲ如何
ニヘルカト云フコトガ重點デアリマス
ノデ、是ハ此ノ負擔力ニ應ジマシテ、
負擔金ヲ輕減スルトカ、或ハ免除スル
トカ云フヤウコトナド、特別ノ事情ヲ
考慮スルト云フコトガ必要チャナイ
カ、斯ウ云ノ風ニ考ヘマスノデ、之ニ
付キマシテノ政府ノ御答辯ヲ願ヒタイ
ノデアリマス

ト此ノ程度ヲ適當テアラウト云フヨ
トデ參リマシタ譯アリマス、又個人
種類ハモウ既ニ定ツテ居ルノデアリ
マス、併シナガラ個人生活ニ於キマ
シナハ、個人ノ負債ノ生ジタ原因
ガ此ノ補償打切りバカリヂヤマリマ
セス、色々ノ個人ノ状態ハ他ノ種々ナ
方面カラノ負債モアリマスノデ、之ヲ
法人ノヤウチ工合ニ或率ヲ定メヤツ
テ置クト云ノコトガ困難デアリマスノ
デ、個人ヤ法人ハ各ミノ人、各ミノ法
人ノ其ノ事業、及び財政状態、或ハ生
活ノ状態ニ云ノヤウチモノヲ考慮致シ
マシテ、個別的ニ和議ノ方法ニ依リマ
シテ、如何ニ外部ノ債権ヲ切棄テ、質
フカト云ノコトノ協議ナシノ質ト云
フコトヲ適當デアル、要シマスニ、
一般ノ企業、金融機關、個人ト、其ノ
経済生活ノ本質ニ違ヒノリマスニヨ
ト、故ニ債権者ノ負擔能力ト云ノヤウ
チ點を考へ合セマシテ、ソレハ、直案
致シマシタノデ、此ノ三ツノ間ニハ多
少ノ相違ノ生ジタ譯アリマス、鄭子
承願ヒタウザイマス

○板谷直方君 次ノ問題ニ入リマス、
次ハ我が國產業ノ獨立保持ノ問題チア
タヤル、仰シヤツカカラ、宜シウゴサ
イマス
○片岡直方君 次ノ問題ニ入リマス、
タマス、企業及び金融機關建設整備法
案ニ依ツテ生ジマヘル未拂株金ノ徵收
ノ問題、ソレカラ財産税法ニ依リマス、
物納、株式ノ處分、換價ノ問題、財閥
解體ニ依ツテ惹起シマス所ノ財閥株式
ノ處分法ナドノ諸問題ニ對シテ、斯ラ
云フモノノ中心ニシテ色々ノ議論ウ今
行ハシテ居ルノデアリマスザ、第一ニ
同ヒタコトハ、政府ハ是等ノ株式ヲ
入手スルモノハ、如何ナル社會層ノ者
デアルト云フ事ニ御考ニシツチ居ルカ
ドウカ、私ハ此ノ社會所得層ニ依リマ
シテ、株式ハ、或ハ取得セラレルノデハ
ナイカト云フコト、或ハ祀變カモ知
レマセズ可、サウ云ノ風ニモ考ヘラ
ルノデアリマスガ、今日ノ經濟ノ激動
ノ時期ニ非常ニマク立廻シテ、非法
的手段ヲ以テ皆間ヲ獲得シタ、云
ノヤウカ者ガ、我が國ノ企業ノ主要ノ
株式ヲ大半ニ取得、ルト云フコトナニ
リマスルヘ、我が國ノ產業ニ對ヘル支
配層ガ全クサニ云ノ者ニ變ツテ行クト
云ソコトニナルノデアリマス、而モ新
圓ヲ獲得シタ者ガニ、斯ウ云フ無
理ヲシテ新聞ヲ獲得シタ者ガ、經濟建
設ノ擔當者ニナツチテ行クヤウナ氣を致
ルノデアリマス、之ニ對シマシテ政府

御考デアルカドウカ、日本經濟ノ再建ノ爲ニハ、此ノ重要基本產業ノ株式ト云ノヤウナモノハ、政府が自ラ手ニ收メルト云ノ方法ニ依ルノカ、或ハ企業再建整備法ノ第十三條ニモ規定シテアリマスルヤウニ、何カ議決權ノ行使ニ對スル制限ト云ツタヤウナモノニ依ツテ、我國ノ產業ノ獨立性ノ確保シテ行ク、云ノコトガ必要デナイカトスウニヨリマシタヌ、又其ノ将来ニ付キマニテ、我國ノ各處シツク、アル問題デアリマス、此ノ法案ヲ實施サレマベ際ニ、未特ニ憂慮ナ致シ、又其ノ將來ニ拂込拂込株金ヲ徵收セラレ、其ノ爲ニ拂込不能ノ場合モ隨分起キヨウト思ヒマス、其ノ爲ニ失權スル株主モ亦出来ヨウモ存ジマハ、又之ガ處分株トナリマシテ好マシカラザル方面ニ此ノ株式ガ買取ラレント云フ縣念ノアルコトモ十分警戒シナケレバナラス問題ト存ズルノデアリマスガ、尙差當リノ問題ト致シマシテハ、是等處分サレルヤウナ株式ヲ一時健全ナ機關ノ手ニ「ブール」ヲサセ置キマシテ、漸次之ヲ企業或ハ金融機關ノ整備ト共ニ、是ガ適下考慮致シテ居ルノアリマス、併シナガラ是等ノ企業、金融機關ノ整備ノ結果、從來ノ何ト申シマスカ、指導層ト申シマスカ、是等ノ株式ノ所有ノ層が變ハルト云ツコトハ、是ハ已ムヲ得テ居ル大キナ問題ニ、經濟民主化ト云ツコト存セラレマス、殊ニ我國ガ「ホツダム」宣言ニ基キマシテ課セラレテ居ル大キナ問題ニ、經濟民主化ト

云フ問題ガアリマス、財閥ノ解體、其ノ他日本ノ經濟ノ機構ガ一部分ノ手ニ從來ノヤウニ委ネラレテ居ルノハ宜シクナイ、之ガ民主的ニ、此ノ企業ノ經營ガ民主的ニナルト云フコトガ希望セラレテ居ルノデアリマシテ、政府ノ今考ヘテ居リマスル施策モ、其ノ點ニ相當考慮致スノデアリマシテ、將來處分レドモ、廣クサウ云フモノガ國民ノ全般ノ手ニ擴ガルト云フコトハ、寧ロサウ云フ方面ニ關スル限りハ積極的ニナサナケレバナラナイモノハナイカト問題ニ付キマシテ、經濟民主化ト云フ配ナドト考ヘ合セマシテ、政府テハ目下類リニ研究ヲ致シテ居ル點デアリ

○委員長(三土忠造君) チヨツト此ノ際先刻懇談ノ場合ニ申上ゲタコトヲ正式ニ申シタインデアリマスガ、委員諸君モ、ソレカラ政府ノ方セ、會期切迫ノ際デアリマスルカラ、出來ルダケ質問ノ言葉ヲ簡単ニシテ要領ダケヲ述べキマス

○片岡直方君 一應次ノ問題ニ入リマス、次ハ經濟再整備委員會ト云フ規定ガ今度ゴザイマスガ、其ノコトニ付テ御尋シタインデアリマス、此ノ五法案ヲ見マスルト云フト、非常ニ政府ノ權限ガ増加セラレルヤウニナツテ居ルノデアリマス、例ヘバ企業整備法案ノ第五條、ソレカラ二十二條、ソレカ

ラ金融機關、是ハ二十七條デアリマス、ソレカラ財產稅法三十條、三十六條、ソレカラ六十四條、條文ハ省略致シマスガ六十四條ソレカラ五十三條、是等ハ皆關係ガアルノデアリマスガ、企業整備法ニ於ケル整備ニ依ル整備計畫ノ認可權、ソレカラ金融機關再建整備法ニ於ケル最終處理方法ノ認可權、ソレカラ財產稅法ニ於キマスル評定決定權、是等ノ權限ガ政府ニ與ヘラレルノデアリマス、サウ云フコトニナリマスト、國民ニ對シテ、政府ハ戰時中ニ於ケル統制經濟ニ比シマシテ、ソレ以上ノ非常ナ強力ナル發言權ヲ持ツヤウニナルト、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘテ居リマスルガ、私ハ考ヘマスノニ、斯

ウ云フ時代ニナリマシテ、成ルタケ民間ノ意見ヲ取人レテ本當ニ運營サレルノガ宜イト云フヤウナ氣ガ致シマスルノデ、寧ロ積極的ニ活動セシメルコトガ必要デヤナイカ、斯ウ云フヤウニ考ヘルノデアリマス、其ノ意味ニ於キマスガ、此ノ戰後ノ民主化ヲ要望セラハ、國民ハ隨分官僚ノ唯我獨尊ノヤリ方、繁文禮、ソレカラ徒ラニ老犬ナル形式的ナ書類ヲ要求サレマシテ、事務ガ非常ナ濫帶ヲ來シタノデアリマスガ、此ノ戰後ノ民主化ヲ要望セラニ怨嗟乎的トナツテ居ツタノデゴザイ

○國務大臣(膳桂之助君) 只今述ベマシ企業再建整備法並ニ金融機關再建整備法ニ於テノサウ云フヤウナ委員ガドウ云フ役割ヲ持ツテ演ゼラレテ行クカト云フコトニ付テ御説明ヲ煩ハシタインデアリマスガ、此ノ委員會ハ、民主的ニ之ヲ運用シタイト

○子爵大河内輝耕君 私ハ立ツテ質問はテ御尋ねテアリマス、又後デ別ノ質問ヲ付キマス、只今述ベマシ企業再建整備法、ソレカラ財產稅ニ於ケル物納處分ノナラバソレモ御示シヲ願ヒタインカ、ソレカラモウ一ツ、戰時補償特別措置法アル所ノ財產稅ノ物納ノ對象ト同ジモノデアリマスルカドウカ、達ヒガアルナラバソレモ御示シヲ願ヒタインカ、ウ云フモノデアリマスルカ、又是ト關聯アル所ノ財產稅ノ物納ノ對象ト同ジモノデアリマス、其ノ意味ニ於キマスガ、此ノ戰後ノ民主化ヲ要望セラハ、國民ハ隨分官僚ノ唯我獨尊ノヤリ方、繁文禮、ソレカラ徒ラニ老犬ナル形式的ナ書類ヲ要求サレマシテ、事務ガ非常ナ濫帶ヲ來シタノデゴザイ

○國務大臣(膳桂之助君) 只今御尋ノ法並ニ金融機關再建整備法ニ於テノサウ云フヤウナ委員ガドウ云フ役割ヲ持ツテ演ゼラレテ行クカト云フコトニ付テ御説明ヲ煩ハシタインデアリマスガ、此ノ委員會ハ、民主的ニ之ヲ運用シタイト

○子爵大河内輝耕君 私ハ立ツテ質問はテ御尋ねテアリマス、又後デ別ノ質問ヲ付キマス、只今述ベマシ企業再建整備法並ニ財產ノ處分ト云フコトノ爲ニ、ソレカラモウ一ツ、戰時補償特別措置法、ソレカラモウ一ツ、戰時補償特別措置法アルカドウカ、サウ云フコトニ付テ御答ヲ願ヒタインデアリマス

○政府委員(池田勇人君) 御答ヘ申上員會ハ中央ニ、中央ノ經濟再建整備委員會ガアリ、又地方ニモ之ヲ設ケマシテ、出來ルダケ官僚統制或ハ官僚獨善ノ弊ニ陥ラナイヤウナコトヲ考ヘテ居リマス次第アリマス、尙其ノ構想位ハ先づ國債ヲ第一ニ致シマシテ、二番目ニ株式又ハ不動産、最後ニ動産ノ物納ヲ認メタ譯デゴザイマス、而シテ御話ノ通リ物納ノ制度ヲ認メテ居リマス、而シテ其ノ範圍並ニ順位ニ付キマシテハ、各種ノ財產ヲ物納セシメ得ルコトニ致スノデアリマスルガ、其ノ順位ハ先づ國債ヲ第一ニ致シマシテ、二

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ次ニ伺ツ御願ヒ致シマス

○國務大臣(吉田茂君) 後ノ機會ニ一ツ御願ヒ致シマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ次ニ伺ツ御願ヒ致シマス

○國務大臣(膳桂之助君) 八月十五日

デ區切りマシタノハ、日本ガ降伏シタ
日、其ノ以後ニハ日本ノ諸財政モ占領
軍ノ管理下ニ在ルノデアリマシテ、丁
度其ノ時ヲ以テ財政ノ處分ノ分界點ト
スルノガ最モ適當ト考ヘマシタノデア
リマス

○公爵大河内輝耕君 サウシマスト

ソレニ依ツテ幸不幸ガ出來ヤウト思ヒ
マスガ、ソレハ如何デゴザイマスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 本法案ノ理由
行ニ付キマシテ幸不幸ノ出來マスル問
題ハ、是ハ昨日モ提案ノ理由ニ述べマ
シタヤウニ、他ニモ途ガアツタノデア
リマスルケレドモ、内外ノ情況ヲ考ヘ
マシテ、此ノ方法ヲ執ルニ致シマシテ
モ、八月十五日デ仕切リマスルカ、或
ハ九月二日デ仕切リマスルカト云フヤ
ウナ、兎ニ角或一線ヲ劃スル必要ガド
鑑ミマシテ八月十五日、是ヲ適當ダ、
ウシテモ出來マス、是ニ内外ノ情況ニ
其ノ前後ニ付テノ公平不公平ガ出來マ
スルガ、ソレハ已ムヲ得ヌコトト存ジ
シマシテ、決定致シマシタ次第デゴザイ
マス

○子爵大河内輝耕君 サウシマスト
ソレニ依ツテ幸不幸ガ出來ヤウト思ヒ
マスガ、ソレハ如何デゴザイマスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 本法案ノ理由
行ニ付キマシテ幸不幸ノ出來マスル問
題ハ、是ハ昨日モ提案ノ理由ニ述べマ
シタヤウニ、他ニモ途ガアツタノデア
リマスルケレドモ、内外ノ情況ヲ考ヘ
マシテ、此ノ方法ヲ執ルニ致シマシテ
モ、八月十五日デ仕切リマスルカ、或
ハ九月二日デ仕切リマスルカト云フヤ
ウナ、兎ニ角或一線ヲ劃スル必要ガド
鑑ミマシテ八月十五日、是ヲ適當ダ、
ウシテモ出來マス、是ニ内外ノ情況ニ
其ノ前後ニ付テノ公平不公平ガ出來マ
スルガ、ソレハ已ムヲ得ヌコトト存ジ
シマシテ、決定致シマシタ次第デゴザイ
マス

トハ能ク分リマシタゾ、私ノ意見テハ
モウ少シ根本ニ行キマシテ、此ノ補償
ノ打切りト云フコトハ大變ナコトダ
軍需會社、一部ノ人ニバカリ不利益ヲ
與ヘルヤウニ考ヘラレルノデスケレド
モ、勿論戰爭デ儲ケテ居ルコトハ是ハ
分ツテ居リマスカラ、其ノ點相當考慮
スル必要ハアラウト思ヒマスガ、何ダ
カ之ニ對シテノミ百分ノ百課ケルノ
モ、是バカリ苛メルヤウナ感ガアル、
寧ロ損ワシタノハ國民一般ナンデスカ
ラ、國民一般ガ損ワスルノハ分ツテ居
ハ何ダ可解シ難イヤウニ思ヒマスガ、
其ノ點ハ如何デスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 昨日モ提案
ノ理由ニ中述ヘマシタヤウニ、今回ノ
補償ノ打切りハ軍需會社、及ビ之ニ類
似ノ軍需品ノ製造及び納入ニ從事シタ
モノバカリデハアリマセス、一般國民ニ
及ビマスル戰爭ニ基キマスル火災保
險、又企業整備ニ基キマスル補償並
轉業資金、又強制疎開等ニ基キマス
補償金、斯ウ云フヤウナ有ラユル戰爭
御區切りニナラナクテモ皆同ジ軍需會
社ナシテスカラ、區切ラナクテモ宜サ
ラ、愚問カモ知レマセスガ、別ニ是ハ
ナイモノゴザイマセウカ

ヘバ税トカト云フモノデ御取リニサル
モノデヤナイカ、唯サウ云フ偶然請求
權ヲ持ツテ居タモノバカリニ不利益ヲ
生ダルノハイケナイデヤナイカ、又不
公平デヤナイカト云フコトヲ申上ゲル
ノデアリマス
○國務大臣(勝桂之助君) 戰爭ニ基キ
モウ少シ根本ニ行キマシテ、此ノ補償
ノ打切りト云フコトハ大變ナコトダ
軍需會社、一部ノ人ニバカリ不利益ヲ
與ヘルヤウニ考ヘラレルノデスケレド
モ、勿論戰爭デ儲ケテ居ルコトハ是ハ
分ツテ居リマスカラ、其ノ點相當考慮
スル必要ハアラウト思ヒマスガ、何ダ
カ之ニ對シテノミ百分ノ百課ケルノ
モ、是バカリ苛メルヤウナ感ガアル、
寧ロ損ワシタノハ國民一般ナンデスカ
ラ、國民一般ガ損ワスルノハ分ツテ居
ハ何ダ可解シ難イヤウニ思ヒマスガ、
其ノ點ハ如何デスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 昨日モ提案
ノ理由ニ中述ヘマシタヤウニ、今回ノ
補償ノ打切りハ軍需會社、及ビ之ニ類
似ノ軍需品ノ製造及び納入ニ從事シタ
モノバカリデハアリマセス、一般國民ニ
及ビマスル戰爭ニ基キマスル火災保
險、又企業整備ニ基キマスル補償並
轉業資金、又強制疎開等ニ基キマス
補償金、斯ウ云フヤウナ有ラユル戰爭
御區切りニナラナクテモ皆同ジ軍需會
社ナシテスカラ、區切ラナクテモ宜サ
ラ、愚問カモ知レマセスガ、別ニ是ハ
ナイモノゴザイマセウカ

トハ能ク分リマシタゾ、私ノ意見テハ
モウ少シ根本ニ行キマシテ、此ノ補償
ノ打切りト云フコトハ大變ナコトダ
軍需會社、一部ノ人ニバカリ不利益ヲ
與ヘルヤウニ考ヘラレルノデスケレド
モ、勿論戰爭デ儲ケテ居ルコトハ是ハ
分ツテ居リマスカラ、其ノ點相當考慮
スル必要ハアラウト思ヒマスガ、何ダ
カ之ニ對シテノミ百分ノ百課ケルノ
モ、是バカリ苛メルヤウナ感ガアル、
寧ロ損ワシタノハ國民一般ナンデスカ
ラ、國民一般ガ損ワスルノハ分ツテ居
ハ何ダ可解シ難イヤウニ思ヒマスガ、
其ノ點ハ如何デスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 昨日モ提案
ノ理由ニ中述ヘマシタヤウニ、今回ノ
補償ノ打切りハ軍需會社、及ビ之ニ類
似ノ軍需品ノ製造及び納入ニ從事シタ
モノバカリデハアリマセス、一般國民ニ
及ビマスル戰爭ニ基キマスル火災保
險、又企業整備ニ基キマスル補償並
轉業資金、又強制疎開等ニ基キマス
補償金、斯ウ云フヤウナ有ラユル戰爭
御區切りニナラナクテモ皆同ジ軍需會
社ナシテスカラ、區切ラナクテモ宜サ
ラ、愚問カモ知レマセスガ、別ニ是ハ
ナイモノゴザイマセウカ

トハ能ク分リマシタゾ、私ノ意見テハ
モウ少シ根本ニ行キマシテ、此ノ補償
ノ打切りト云フコトハ大變ナコトダ
軍需會社、一部ノ人ニバカリ不利益ヲ
與ヘルヤウニ考ヘラレルノデスケレド
モ、勿論戰爭デ儲ケテ居ルコトハ是ハ
分ツテ居リマスカラ、其ノ點相當考慮
スル必要ハアラウト思ヒマスガ、何ダ
カ之ニ對シテノミ百分ノ百課ケルノ
モ、是バカリ苛メルヤウナ感ガアル、
寧ロ損ワシタノハ國民一般ナンデスカ
ラ、國民一般ガ損ワスルノハ分ツテ居
ハ何ダ可解シ難イヤウニ思ヒマスガ、
其ノ點ハ如何デスカ
○國務大臣(勝桂之助君) 私ノ申上
ノ理由ニ中述ヘマシタヤウニ、今回ノ
補償ノ打切りハ軍需會社、及ビ之ニ類
似ノ軍需品ノ製造及び納入ニ從事シタ
モノバカリデハアリマセス、一般國民ニ
及ビマスル戰爭ニ基キマスル火災保
險、又企業整備ニ基キマスル補償並
轉業資金、又強制疎開等ニ基キマス
補償金、斯ウ云フヤウナ有ラユル戰爭
御區切りニナラナクテモ皆同ジ軍需會
社ナシテスカラ、區切ラナクテモ宜サ
ラ、愚問カモ知レマセスガ、別ニ是ハ
ナイモノゴザイマセウカ

ニ申上ゲタイトモヤス

○子爵大河内輝耕君 其ノ次ニ伺ヒマ
スガ、此ノ金融機關再建整備ト云フノ
ガゴザイマスガ、是ハ金融機關ダケニ
限ツテ整備ヲサレル譯テ、他ノ工業業

整備ヤ何カノ方ニハ餘り念頭ニ置カレ
ナインデスカ、ソレハドンナモノデセ
ウカ、何レスウ云フ風ナコトニナリマ
スト、軍需産業ハ皆潰レテシマヒ
ス、サウシマストソレヲ利用シテ新シ
イ工業ヲ起シテ行クト云フ處置ハ當然
考ヘラレナケレバナラヌ、其ノ點ハ如

何デゴザイマセウカ、或ハ問題外ナラバ
宜シゴザイマス
○國務大臣(勝桂之助君) 一般ノ全業
ニ付キマシテハ企業再建整備法デ矢張
リ金融機關ト同ジヤウニ考慮致ス譯テ
ゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ是デ同ヒマスガ、企業ヲ再建サレルニハドワ云フ企業ヲ再建サレル目的デアリマスガ、ソレノ目的カ、具體的ニ伺ヒタイ

トナツテ居リマス特別整理會社之ラ
此ノ企業再建整備法デアルノデアリマ
ス、一口ニ申シマスレバ、補償ノ打切
リニ依リマシテ非常ナ影響ヲ受ケマス
企業、此ノ企業ノ財政ヲハ整理シテ、
再ヒ健全ナル財政ノ下ニ新シク企業ヲ
發足サセヨウ、斯ワ云フ目途デアリマ
スノチ、相當廣汎ナ範圍ニ瓦リマシテ此
ノ目途トサレマス企業ガ包含サレル謂
デアリマス

ラウト云フノデハナクシテ、或特別ノ

事情デサウ云フヤウナ境遇ニ立ツタ
バカリヲ再建シテヤルト云フノデ、日
本ノ企業ヲ、日本ノ工業ヲ再建ヲスル
ダト云フコトハ此ノ此案ニハ入ラニ

○國務大臣(膳桂之助君)　日本ノ殆ド主事ナム
全部ノ會社ト申シテ宜イ有力ナ會社ハ
何等カノ形デ此ノ戰爭ニ關シマス政政府
ニ對スルカ、或ハ公共團體其ノ他ニ對
シマス請求權ガアリマス、實質的ニ於
キマシテハ矢張リ日本ノ殆ド主要ナム

○子爵大河内輝耕君 大變結構ナコトニ
デ、何カ方法ガナケレバ、政府ノ方ニ
モ努力サレルト云フコトガナケレバ、
リマシテ再建ヲセラレルコトニナリ
マス

氣地ノナイヤウナ話アリマスガ、日本ノ産業ハ起リツコナイト思ヒマス、サウ致シマスト御差支ナ无限リ一ツ申題ガ少シ廣クナリマスガ、簡単デ宜シゴザイマス、ドンナ産業ヲ是カラ起シテヤツテ行カウト云フ御考デ、御参考ノ便宜ノ爲ニ申シマスガ、海外ノ産業ニ對シテドウセ輸出ノコトナド必要テセウガ、サウスレバ機織工業ト工藝品

トガ主ナモノデアリマセウシ、ソレカ
テ國內ニシテハ電力ノ後始末モシナケ
レバナラズ、又其ノ他色々化學工業ト
カ或ハ肥料デアルトカト云フヤウナコ
トモヤラナケレバナリマセヌガ、サウ
云フヤウニ我々ハ考ヘテ居リマスガ、
政府ノ重點ヲ置カレル點ヲ成ルベク
體的ニ伺ヒタイ

二、政府ノ補償ヲ打切ラル爲ニ非常

ナ損失ガ出来テ、是デハ立ツテ行カナ
イト云フ爲ニ會社ノ財政ヲ整理スルト
云フダケヲ目的ト致シマス、御尋ネノ
ヤウニ是カラ積極的ニ日本ノ工業ヲド

ウ云フ部面ニ助長シテ參ルカ、或ハ國内ノ重要基礎産業デアルカ、輸出産業デアルカト云フ部面ハ又別ノ方策ニ依リマシテ助長致シマス、是ハ全クノ整備ノ爲ノ法案デゴザイマス、御了承願ヒタウゴザイマス

○國務大臣(膳桂之助君)此ノ企業整備ノ方針ハ先づ第一番ニ、此ノ會社ヲ一應新勘定ト舊勘定ノ二ツニ分ケマシ、新勘定ノ二つニ、其ノ標準等ゴザイマスレバ御示シ願ヒタ

テ新勘定ト申シマスノハ是ガテ事
業ヲ經營シテ行キマス爲ノ一ツノ經理
部面デアリマシテ、舊イ勘定ノ方ニ補
償打切りガアリマスト、出來マス會社
ノ損失等ヲソコニ計算サセマシテ、ド
ウ云フ風ニ其ノ損失ヲバ整理スルカ、
其ノ損失ヲ先づ自己ノ積立金デ行ク、
或ハ繰越金デ行ク、自己資本デ行ク、
其ノ次ニハ外部資本デ行クト云フヤウ

ナ會社ノ整理方法ヲ先づ作ラセマシテ、ソレヲ整備計畫ト申シマス、整理計畫ヲ立テサセマシテ、ソレヲ政府ガ認可ラシテヤル、其ノ整備計畫ニ基キマシテ、會社ノ不良ナ資産ヲ切捨テル、或ハ及ビ難イ負債ヲ切捨テデヤル、又自己ノ資本モソレニ依ツテ整理ヲ致シマシテ、ソレデ新シイ綺麗サツバリトナリマシタ經理部シテ、新シイ事業ガ繼續出來テ行ケ

○子爵大河内輝耕君 能ク分リマシ一

タ、サウ云フ状態テ御整理ノ結果、赤ガ
出出タラドウシマスカ、ソレハ和議ノ方
法モアリマスカラ、色々ナコトモアリ
マセウガ、何デモ赤ガ出テシマフト云

○國務大臣（膳桂之助君） ソレハ此ノ
法律ノ第二章ニ特別損失ト云フ章ガア
リマシテ、其ノコトガ規定サレルノデ
アリマスガ、先ツ其ノ或企業ノ補償打
ケ見テオヤリニナリマスカ

切りニ伴ヒシテ莫大ナ損失ガ出来タ、到底立ツテ行ケナイト云フヤワナ場合ニナリマスルト云フト、先ツ其ノ損失ノ中カラ繰越益金、積立金等ヲ控除致シマシテ、尙損失ノ残リマシタ場合ニハ、此ノ法律ニアリマスルヤウ

ニ、先づ自己資本ノ九割迄ヲ切捨テテ
其ノ損失ニ當テル、尙損失が殘リマス
ルト云フト、外ニ對スル借金ノ七割迄
ヲ切捨テシマフ、尙足リマセヨ場合
ニハ自己資本ノ殘ツテ居ル一割ヲ切捨
アル、尙足リマセヌ場合ニハ、外ノ借
金ノ更ニ三割ヲ切捨テル、斯様ニ致シ
マシテ、ソレデドウシテモ整理ノ出來
ナイモノハ、是ハ波室ノスルカ又ハ解

アリマセヌレケドモ、斯クノ如クニ致シマシテ、負債ノ整理ヨ此ノ法律ア助長シテヤリマシテ、ソレニ依ツテ企業ノ再建ヲ圖ツテヤラウ、斯様ナ法律案ノ仕組ニ相成ツテ居ル譯デアリマス。ノ言大河内輝耕君 サワシマスト、其ノ爲ニ國庫ノ負擔ハ大分増シマスノテスカ、ソレトモ國庫ノ負擔ハ唯世話

○子爵大河内輝耕君　是ハ若シ問題外
ダツタラ私止シマスガ、個人ノ保険金
デスガ、色々ナ生命保険ダノ、又色々
損害保険モアリマスガ、是ハ矢張リ斯
ウ云フヤウナコトデ、今ノヤウナ御話
ダト云フト影響シテ來ルノダラウト思
ヒマスガ、其ノ點ハ如何デゴザイマセ
ウ、別ニ影響ハゴザイマセヌカ
○國務大臣(勝桂之助君)　過般ノ緊急
ノ金融措置ニ依リマシテ、又今回ノ諸
般ノ一環ノ法律ニ依ツテ、保護サレマ
スノハ、個人ノ生命保険ハ一萬圓迄、
預金ハ第一封鎖預金ガ一世帶一万五千
圓、家族ガ大勢アリマスル際ニハ四千
圓宛三萬二千圓迄、是ガ最小限度ニ保
護サレマシテ、其處迄ニ損失ガ及ビ
ス際ニハ國家ノ補助ガ及ビマシテ、保
護サレマス譯デアリマス、又火災
保険ニ付キマシテハ、五萬圓迄ノ
救濟ガ認メラレル譯デアリマシテ、ソ
レ迄ハ國庫ノ補助ガ及ブ譯デアリマス
○子爵大河内輝耕君　ソレハドウ云フ
標準デ切捨テラレマスカ、例ヘバ大變
澤山借金ノ多イ始末ノ惡イ銀行ニ預金
シテ居ツタモノハ澤山切捨テラレ、良
イ銀行ニ預金シテ居ツタモノハ少ナク
ニ削ラレルコトニナルノデアリマセウ
カ、ドチラデゴザイマセウカ

マス、各金融機關ニ於キマスル第二科
鎖預金ト申シマスカ、ソレカラ保険ニ
付キマシテハ、舊勘定ニ入りマシタ保
險金、債權ニ付キマシテハ、各金融機關
關ノ内容ニ依リマシテ整理ヲ致サレマ
ス、從ヒマシテ「ブール」計算ト云ノ
法ハ探ツテ居リマセス、惡イ銀行ニ預
金致サレマシタモノハ切捨テラレル頗
ガ多クナル、斯ウ云フコトニ相成リ
マス

○子爵大河内輝耕君 ソレデ
封鎖ハドノ位ノ割合切捨テラレマス
カ、例ヘバ五割切捨テラレルカ、七割
切捨テラレルカ、大體……

○政府委員(河野通一君) 此ノ點ハ今
後金融機關ノ整理ヲ致シマシテ、金融機
機關ノ整理ト申シマスト、結局企業等
ニ於ケル整理ノ結果ガ金融機關ノ債權
ニ影響致シマス、此ノ整理ヲ致シマシ
タ結果デアリマセヌト、今ノ所ハ的確
ノコトヲ申上ゲ兼ネル、斯ウ云フ狀能
ニアリマス

○子爵大河内輝耕君 次ニ伺ヒタイノ
ハ、財閥結構民主主義トカ云フヤウナ
コトガ非常ニ流行ツタソデスガ、私ハ
ドウモ是ハ觀念論デ、甚ダ感服シナイマ
ノデスガ、ソレハドツチデモ宜トイトシ
テ、兎ニ角其ノ爲ニ日本ノ經濟界ノ影
響ヲ受ケル所ハ非常ニ大キイト思ノ
スナ、ソレデ是モ問題外ナラ何デフ
モ、大體ノ御見込ヲ伺ヒタイ、例ヘバ
チヤ悪イカモ知レマセスガ、海軍デ
ヘバ、戰艦ミタイナモノデ、ドウシテ
スウ云フモノハ私ハ、軍ノ言葉デ言ツ

皆巡洋艦ダガ号駆逐艦ニシーサシマツタソ
ヂヤ、隨分ヒドイト思ノ、是ハマア財
産税ノ方ニモ影響シテ來マスガ、併シ
企業整備ノ方ニモ影響ガアリマスガ、
大體ノ御考ヲ伺ヒタイ
○國務大臣(膳桂之助君) 財閥ノ解體
其ノ他大資本ノ產業ニ於キマスル獨占
ヲ防止スルト云ソヤウナ意味合ノ一聯
ノ策案ニ付キマシテハ、「ホツヅダム」宣
言ニ基キマスル聯合軍カラノ「ディレ
クション」ガアリマシテ、之ニ基キマ
シテ政府方色々ナ政策ヲヤツタ譯デア
リマシテ、是ハ日本ノ敗戦ニ基キマス
ル聯合軍ノ命令デアリマシテ、當然爲
サナケレバナラスコトニ相成ツテ居リ
マス譯デアリマス

タ、ソレカラモウ一ツ伺ヒタイノハ、特別和議法デスガ、此ノ法文ヲ見タダメデハ、チツトモ、ト云ツテハ失禮デスケレドモ、能ク私共素人ニハ春ミ込メナイ、一條ニハ「この法律は、今回之戰時補償に關する特別措置に關聯して經濟上多大の損失を受ける債務者のため、その損失を債權者及び債務者間に平衡に分擔させ」トスウアリマスケレドモ、具體的ニシマスト、是ハドウ云ノ風ナコトニナルノデスカ

○政府委員(奥野健一君) 補償打切りニ伴ヒマシテ、會社、所謂企業會社デアルトカ、或ハ金融會社、金融機關等ガ色々々影響ヲ被ルノデアリマスガ、是等ニ付キマシテハ、各企業再建整備法、或ハ金融機關再建整備法等ニ依ツテ整理致サレマスルノデアリマスガ、是等ノ會社デハナイ外ノ一般ノ公益法人デアルトカ、或ハ個人ト云フモノモ、或ハ直接ニ戰時補償ノ打切りノ結果、或ハ又他ノ會社等ガ打切ラレル結果ニ伴ヒマシテ、間接ニソレ等ノ個人等モ非常常ナ損失ヲ被ル場合ガ出テ參リマスノデ、是等ノモノヲ其ノ儘ニ放置シテ置キマスト破産ニ陥ル處ガアリマスノデ、破産ヲ防止スルト云フ意味カラ以チマシテ、現在破産防止ノ爲ニ和議法ガアリマシテ、此ノ和議ニ依ツテ、各ミ債權ノ辨證ヲ猶豫シテノ協定ニ依ツテ破産ニ陥ルコトヲ防ヶ法律ガ和議法デアリマスガ、此ノ和議法デハ今回ノヤウナ緊急ノ場合ニ於コトカト云フ風ナ、債權者トノ間ニ於テ稍ミ不十分デアルト考ヘマシテ、特ニ特別和議法ト云フモノヲ作リマシ

○子爵大河内輝耕君 ソレデ和議ノヤリ方デスネ、詰リ何トカ和議ノ率ト云ツテハヲカシイガ、半分切捨テルトカ、三分ノ一切捨テルトカ、ソレハ見込ニ依ツテ色々々違ヒマセウガ、ドウ云フ風ニ御立ニナル御積リデスカ、此處ニハ「衡平に分擔させ」トアリマスガ、債務者ト債權者ガ衡平ニ分擔スルト云ノハドンナ意味デスカ、半分ニスルト云ノデアリマスカ、七分三分ニスルト云ノノデアリマスカ

○政府委員(奥野健一君) 其ノ割合等ニ付キマシテハ、全然此處ニ觸レテ居リマセヌ、唯今ノ大體ノヤリ方ヲ申シマスト、和議ノ申立ヲ致シマスト、大體ニ於テ強制執行トカ、或ハ競賣法デアルトカ、假差押デアルトカ、假處分デアルトカ、サウ云ツタモノヲ一應全部中止シ、或ハ止メテ何シマス、ソレカラ各債權者ニ債權ノ届出ヲ致シマシテ、サウシテ債務者ノ資産ヲ十分調査致シマシテ、此ノ位ノ條件デ各債權者ニ待ツテ貰フトカ、或ハ一部分切捨テ貰フトカ、サウ云フ和議條件ヲ提出致シマシテ、債權者ノ集會ニ於キマシテ、其ノ程度ノモノデアレバ宜シイト云フコトニナリマシテ、可決ニスマスレバ、ソレニ付テ裁判所ガ認可ヲスルト云フコトニ依ツテ和議が成立スルコトニナリマスガ、更ニ此ノ法案ニアリマス

務者トノ間ノ中ニ立ツテ調停ノ所謂勅解ト云フ名前ニシテ居リマスガ調停ノ勞ヲ取ソテ、其ノ間ノ協定ヲ成立シ易ク、色々調停ノ勞ヲ取ルト云フ風ナ新シイ試ミモ設ケタノデアリマス、尙現在ノ和議法ニ致シマスト、各債權者モ皆一割ト云フコトニ相成ルノデアリマスガ、此ノ五條等ニ依リマシテ、大口ト小口ノ間ニ於ケル或差等ガアツテバ、ドノ債權者モ、大口モ小口ノ債權者モ、全體トシテ公平ヲ失ハナイト云フ風ニ考ヘラレマス場合ニ於テハ、多少ノ差等ガアツテモ今回ハ宜シトイ云フ風ナ特別ニ規定ヲ設ケ、或ハ又ソシテ政策、或ハ人道的ナ考カラ、六條等ニ於テモ今迄ト違ツタ或債權ニ付テノ特別ノ規定ヲ設ケルトカ、或ハ又更ニ和議ノ成立ニ便宜ナル爲ニ、現在デアリマスト、和議ヲ認可スル爲ニハ、出席和議債權者ノ過半數ニ、而そ其ノ債權ガ届出債權ノ四分ノ三以上ノ同意ガナケレバナラナイノヲ、今回ハ總債權ノ半額以上ノ同意ガアレバ宜シトイ云フ風ニ、和議ノ成立ニ容易ヤウナ規定ヲ設ケ、尙場合ニ依リマシテハ裁判所ノ方デ和議條件ヲ修正スルコトモ出来マスシ、又其ノ條件ニ基イテ、假令債權者ノ方デ之ヲ否決シタ場合テモ、場合ニ依リマシテハ裁判所ノ方デ之ヲ認可シテ和議ヲ成立セシメルコトモ出來ルト云フ、相當強イ力ヲ裁判所ニ與ヘルト云フ風ナ方法等、其ノ他二三ノ點ニ付テ現在ノ和議法トハ非常ニ成ルベク和議ノ成立シ易イヤウニ工夫シタ譯テアリマス

「債權者間に差等があつても」ト云フコトハ大變口ニ付クノデアリマスガ、第五條ノカ債權者ニ差等ヲ付ケル具體的標準書イテアリマスケレドモ、ドウモ私ハ意味ガ呑込メナイノデアリマスガ、貧乏ナモノハ澤山ヤルト方云フナラマダ分ツテ居リマスガ、サウデモナイヤウデアリマスシ、何ナ素人ノ分リ易ク此ノ差等ヲ付ケル意味ヲ御説願ヒマス〇政府委員(興野健一君)實ハ此ノ用例ハ、既ニ戰時民事特別法ト云フモノガアリマシ、其ノ十三條ト云フノデ其ノ先例ニナツテ居ルノデアリマスガ、必ズシニ債權者ノ大口、小口ト云フコトダケ差等ヲ設ケルトモ限リマヌ、此處ニアリマスヤウナ債權ノ額セ、場合ニ依ツテハ一律平等デナクテモ差等ヲ設ケテモ、結局ニ於テ公平ニ反シナイト云フ風ニ、大乘的ニヤレル場合ニ於テハ、サウ云フ和議條件ノ場合デモ、之ヲ決定或ハ認可シテ差支ガナイト云フノデ、一律ニドウ云フ風ニト云コトヲ具體的ニ表ハスコトガチヨツト出來マセスノデ、諸般ノ事情ヲ斟酌シテ、必ズシモ一律平等デナクテモ宜シトイ云フ趣旨デアリマス〇子爵大河内謙蔵君是ハ今迄先例ガアルサウデスガ、ソレノ實際ノ執行ノ状況ハドンナ風ニヤツテ居リマスカ〇政府委員(興野健一君)其ノ先例ト別法第十三條第二項ト云フノデアリマスガ、之ニ付テハ今統計ハチヨツト手許ニアリマセヌガ、大陸戰時中デアリマシタノデ、サウ云フ和議ノ事件が殆

○子爵大河内耕耕君　ドウモ其ノ區分
ガ私ニハチット吞込み兼ネルノデス
ガ、差等ヲ附ケナイト云フノナラバ、
良イカ悪イカハ別トシテ能クリマス
ケレドモ、附ケルトナルト今迄ヤツタ
先例モ無イノダシ、茲ニ新シク問題ガ
起ツテ來テ、サウシテ何カ斯ウ云フコ
トヲヤル趣意ガ何處ニアルノダカ甚ダ
捕捉スルニ苦シムノデス、例ヘバ債權
ノ對象ダツテ、何モ澤山貸シタ人ガ必ズ
シモ金持ダト云フ譯ヂヤナシ、發生
ノ時期ト言ツテモ、何時發生シタト言
フテモ、債務ニ變リハ無イシ、擔保權ハナ
有無ト言ツテモ、ソレモ色々々ナ事情カ
ラ來ルノデ、擔保ヲ取ツタ人ガ必ズシテ行
モ有利ナ地位ヲ占メルト云フ譯ヂハナ
イ、何ダカラカシナ話デ、戰時補償ト
カ、色々特殊ニ事情アリマセウカ
ラ、之ヲ特別ナ和議ノ條件ニ持ツテ行
クノモ不思議ナヤウニ思ヒマス、斯ウ
云フ譯ダメラスノ云フ差等ヲ附ケルノ
ダト云フ、何カモウ少シ一貫シタ理論
ハ無イモノデセウカ

度ノ差別ヲ附ケマシテモ、結果ニ於テ
是方公平デアリ、債權者ノ安定ヲ得テ
シムル目的ヲ達スルニ適當デアルトニ
フ場合、各場合々々ニ於テ、ソレヲ
可スル、或ハ可決スル等ノ具體的ナ
合ニ任スト云フ意味デアリマシテ、モ
ヨツト茲ニ其ノ標準ヲ一律ニ立法スル
コトハ殆ど困難デアリマシテ、斯ワニ
フ條文ニナツタ次第デアルコトヲ御了
承願ヒマス

○子爵大河内輝耕君 是ハ國務大臣ニ申述べマスガ、ドウモ此ノ全體ノ規定ヲ通覽シテ見マスト、公平ヲ失シタ簡所ガ大分アル、是等ハモウ大臣自身御認ノコト思ヒマス、デスカラ此ノ運用ヲサレルニ付テハ、餘程サウ云フヤウナ點ヲ御斟酌下サツテ、公平ニヤツテ戴カナイト、詰リ今迄ノヤウニ三千圓以下ノ預金帳ハ、面倒臭イカラ放ツテ來テ、何モ私ハ小口ヲ特ニ保護シロト言ノンデアリマセヌ、小口ダツチツクテ或程度ヨリ以下ノモノハ、ソレデ構ハズヤルノダト云ノ風ナモノニナツテ置クノダトカ、ソレカラ火災保険ダツテ、又モ小口ノ預金帳ヲ放ツテ置クト云三千圓以下ノ預金帳ヲ放ツテ置クト云フノハ、小口ノ保護カラ來テ居ルノデアリマスカラ、成ルベクツは非常ニ大キナ變革デスカラ、面倒臭イト云フヤウナコトハ御止メニナツテ戴キタ、サウ云フ弱イモノハ面倒臭イカラト云フコトニナツチ來ルト、決シテ經濟ノ安定ニ資スル所以デヤナイト思ヒマス、是ハマア希望トシテ述べテ置キマシテ、次ニ政府委員ニ第六條ノコトヲ伺ヒマスガ、此ノ六條ノ債權ヲ特別和議カラ除カレタ理由ハ何所ニアルノデスカ

又大體ニ於テ 小口ノモノガ多カラウトモ思ハレマスノデ、斯ウ云フモノハ打切ノ對象ト云フコトニシナイデ、特別ニ保護フシテ行キタ、斯ウ云フ思想ハ總チ此ノ企業再建整備法並ニ金融機關再建整備法ニ於テモ大體同様ナ思想デ規定サレテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 能ク分リマシタ、サウスルト是ダケノモノハ優先的拂ツテヤルト云フノデアリマスカ

○政府委員(奥野健一君) 左様デゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 私ノ質問ハソレデ止メテ置キマス

○橘本辰二郎君 私ノ質問ハ寶ハ財産税ニ關係ヲスルコトデアリマシテ、財

產稅審議ノ場合ニ於キマシテ、優先的發言フ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○委員長(三土忠造君) 宜シウゴザイマス

○板谷順助君 金融機關再建整備法ノ二十四條ニ「指定債務の債權者」ト云フ

コトガアリマスガ、是ハ如何ナルモノヲ指スノカ、或ハ其ノ債權ノ金額、ソ

レフ御示シ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(河野通一君) 御答ヘ申上

テ、公租公課ガ掛リマス、此ノ公租公

課デアリマストカ、サウ云フヤウナ謂ハ破産法デ言ツテ居リマス財團債權

のナモノヲ、特ニ一般債務ト區別致シ

○板谷順助君 日本書院、中央金庫、

○板谷順助君 売出ヲシテ居ル額、今ノ御話ハ例ハバ

日本銀行ノ貸出ヲ新勘定ニ全部御移シ

テアリマス

○板谷順助君 サウスルト農林中央金庫トカ、或ハ日本銀行ノ債權ハドウ云フ

御取扱ニナツテ居リマスカ

○政府委員(河野通一君) 日本銀行ガ市中銀行ナリ其他ニ對シテ持ツテ居

リマス債權ハ、所謂「インター・バンク」ノ關係デアリマシテ、是ハ先般御

協賛ヲ得マシテ施行致サレテ居リマス

金融機關經理應急措置法ニ依リマシテ、シテ今般ノ此ノ整理ニ於キマシテハ金

融機關ノ舊勘定ニ屬シテ居リマス、資

產負債ノ整理ヲ中心ト致シテ居リマス

ノデ、此ノ限リニ於キマシテモ、農林中金

新勘定ノ方ニ屬シテ居リマス、從ヒマ

シテ今般ノ此ノ整理ニ於キマシテハ金

融機關ノ舊勘定ニ屬シテ居リマス、資

ドノ位返セルカト云フコトハ、結局今ハチヨット推定ガシ兼ネマスノデ、其ノ數字ヲ明瞭ニ斯ウ云フ數字ダト云フコトノ計數ヲ御目ニ懸ケルコトハ至難ト存ゼラマスノデスガ、御了承ヲ戴キタウゴザイマス。

○板谷順助君 然ラバ預金部ノ金ガドノ方面ニ出テ居ルカ、或ハ又簡易生命保険ガドノ方面ニ出テ居ルカト云フ其體的ナ數字デ御發表ヲ願ヒタイト思ヒマス、サウスルト大體ノ見當ガ付キアス

○政府委員(河野通一君) 今資料ヲ持チマセヌデ、至急資料ヲ整ヘマシテ御説明申上ゲマス

○板谷順助君 ソレデ宜シウゴザイマス、ソレカラ此ノ金融法案ノ第四條第一項ノ規定ニ依ツテ申出ヲ爲スベキ債權デ、主務大臣ノ指定スル日迄ニ債權ヲ當該金融機關ニ申出ナイ場合ハ、新舊勘定消滅ノ日ニ消滅ラスル、是ハ一體ドウ云フ意味デアリマスカ

○政府委員(河野通一君) 第四條ノ除斥ノ問題デゴザイマスカ、消滅ト云フ言葉ハ第四條ニ出テ參リマセスガ……

○板谷順助君 消滅ハ其ノ後ニ出テ居リマス、第何條デシタカ……

○政府委員(河野通一君) 第三十五条デゴザイマスカ

○板谷順助君 エ、三十五條……

○政府委員(河野通一君) 御説明申上

ゲマス、申出ヲ要スル債權ト申シマスルノハ金融機關ノ方デ債權者デアルカドウカ分ラナイヤウナモノヲ大體考ヘテ居リマス、從ヒマシテ預金者デアリマストカ金融債ノ所有者デアリマスルトカ、金融機關ガ舊勘定ノ債權者ニナツテ居リマス場合ニハ金融機關デアリマス

ストカ、サウ云ツモノニ付キマシテハシナコトニナツテ居リマス、從ヒマシテ金融機關ニ關シマスル限りハ、殆ド大部分ノモノガ申出ヲ要シナイコトニ相成ルト思ヒマス、申出ヲ要スルモノハ、例ヘバ一般ノ買入債務、何カ物ヲ買ツタ場合ノ其ノ債權者デアリマストカ、サウ云フヤウナモノニ大體考ヘテ居リマス、是等ノモノニ付キマシテハ一定ノ期間ニ申出ヲシマスルセヌ場合ハ先づ舊勘定ノ整理カラ除斥ヲサレル、除斥ヲサレマシタモノガ第35條ニ依リマシテ一定ノ場合ニ、詰リ整理ヲ致シマシテ、尙積立金ガ若干殘ツテ居ルヤウナ場合ニ於キマシテハ、其ノ積立金ノ範圍ニ於テ他ノ整理債務ト同ジヤウナ條件ニ於テ支拂ヲ受ケル、積立金ノ殘ツテ居リマスル範圍ニ於キマシテ受ケル、ソレデ尙受ケラレナカツタ場合ニ於キマシテハ一般ノ整理ノ債務ガ俗ニ申シマシテ打切ラレル、詰リ消滅致シマスト同ジヤウナ意味ニ於キマシテ其ノ債權ガ消滅サレル、斯ウ云フコトニ相成リマス

依ツチ有ラユル方面ニ重大ナ影響ガ來デハ、現在貨幣價值ハ下ソテ居ル、從ツテ物價ハ騰ツテ居ルト云フヤウナ關係カラ、時價ニ評價スルナラバ大體ニ於テ補償ヲ打ツテモ損失ガナイト云フヤウナ説明ヲシテ居ル、恐ラクハ騰國務大臣モ其ノ當時ハサウ云フ風ナ御準ト云フモノガハツキリシテ居ラズ、債權者ト債務者ノ間ニ御互ニ協定シテ之ヲ決メルト云フヤウナ意味ノ程度デナインデアリマス、デアルカラシテ今日此ノ日本ノ財界ヲ洗ヒ浚ヒ整理スルト云フコトニ付テハ、若シ是ガ擬制資本トナツテ將來ノ禍ヲ爲スヤウナコトニナツテハ、折角ノ此ノ企テト云フモノガ水泡ニ歸スル、斯ウ云フ結果ニナル、私ハサウ考ヘテ居ルノデス、ソレカラ又一方ニ於テハ所謂記帳價格ニ依ル、記帳價格ニ依ルト申シマシテモ戰前ノ記帳價格ト戰後ニ於ケル記帳價格ニ於テハ非常ニ相違ガアル、所謂戰後ニ於ケル記帳價格ナルモノハ、水膨レノ所謂擬制資本ト稱セラレルモノガ多イノデアリマスルガ、大體此ノ企業ヲ整理スルト云フコトニ付テハ先づ第一ニ不動產ノ價格ヲ如何ニ協定スルカ、大體ニ於テ其準ヲ御定メニナラムト云フト、債權者ト債務者ノ間ニ御互ニ話合ヘト申シマシテモ、恐ラクハ雙方トモ損害ヲ少クスルヤウニ、或程度迄妥協的ニ之ヲ相當ノ價格ニ見ル、斯ウ云フ結果ニナルノデヤナイカト私ハ思フノデアリマスガ、之ニ對シテ國務大臣ハ如何ニ御考ニナリマスカ

○國務大臣（膳桂之助君）御尋ノ資産
評價ノ點ガ今回ノ總アノ整備ノ中心ヲ
爲シマス問題デ、モウ此ノ法案ト同時
ニ一ツノ標準ヲ一つ政府ノ方デモ定メ
テ置イテ、御示シモシタイ位ニ思ツテ居リ
居ツタノデアリマスガ、マダ關係方面
トノ完全ナ了解點迄達シテ居リ、セ
ヌ、遺憾ナガラマダ今日迄標準ヲ示ス
コトハ出來マセヌケレドモ、政府モ全
ク同感デアリマシテ、是ハ債權者ト企
業主ノ間ノ協議ニ依ツテ整理計畫ニ
應書キマシテ、ソレヲ政府ガ認可スル
コトニ相成ツテ效力ヲ發スルノデアリ
マス、其ノ認可ニ當リマシテモ、又評
定協議スルニモ、一定ノ標準ガナケレ
バイケナイト存ジマシテ、其ノ標準ヲ
作ル積リテ居リマス、只今申上ダマス
ヤウナ事情デマダ決定ニナツテ居リマ
セヌ、遠方ラズ是ハ決定致シマス、其
ノ場合ニ考ヘマスコトハ、申上ゲル迄
モナク餘リニ評價ヲ嚴重ニシマスト、
不當ニ銀行等ノ債權者ニ刺戟ヲ與ヘマ
シ、又之ヲ餘リニ緩ヤカニヤリマス
ト、折角ノ擬制資本ノ打切りト云フコト
トガ將來ニ禍ヲ爲シマスノデ、其ノ邊
ハ慎重ニ見合ヒマシテ、何レニ致シマ
シテモ其ノ評價標準ニ付キマシテハ、
政府テ標準ヲ定メマシテ、一應此ノ經
濟再建整備委員會ニ付讓致シマシテ、
決定致シマシテ、ソレデ其ノ標準ヲ、バ
定メタイト、斯様ニ存ジテ居リマス
ラ、此ノ場合ニドウゾ……

○政府委員 福田赳夫君) ソレナラ後
デ提出致シマス

○委員長(三土忠造君) チヨット御諮詢
リ致シマスガ、板谷委員ノニ三點質問
ガ残ツテ居リマスケレドモ、今日ハ議
長ノ招待デスネ、今日議長ノ招待ガ濟
シテ、一時半ニ調査會、總理大臣、大
藏大臣、膳國務大臣、商工大臣が出席
サレマシテ、經緯ヲ御話ニナリ、ソレ
ガ約二時間掛カル、此ノ委員會ハ三時
半迄休ミマシテ、三時半以後ニ又再開
致シマス、ソレ迄休憩致シマス

午前十一時五十九分休憩

午後三時三十七分開會

○委員長(三土忠造君) ソレデバ是ニ
テ散會致シマス、明日ハ午前十時開會
致シマス

午後三時三十八分散會

委員長 三土 忠造君

副委員長 男爵高崎 弓彦君

委員 侯爵池田 宣政君

侯爵西郷吉之助君

侯爵鍋島 直泰君

伯爵二荒 芳徳君

伯爵黒田 清君

子爵大河内輝耕君

子爵京極 高修君

國務大臣	周布	長谷川赳夫君 通虎君	宏光君
國務大臣兼 外務大臣	小山	子爵綾小路謹君	子爵綾小路謹君
國務大臣	吉田	高橋龍太郎君	子爵梅溪通虎君
國務大臣	岸本	有馬忠三郎君	慶松勝左衛門君
大藏事務官	松岡	片倉兼太郎君	男爵周布兼道君
政府委員	上野	河端作兵衛君	男爵入代五郎造君
同	喜左衛門	片岡直方君	男爵中村貫之君
司法事務官	君	岸本彥衛君	男爵林忠一君
商工事務官	秋義君	松岡潤吉君	男爵倉富鉤君
三木		桂之助君	男爵宮原旭君
河野			黑田英雄君
河野			板谷順助君
河野			橘木辰二郎君
奥野			河西豐太郎君
健一君			小山完吉君
秋義君			高橋龍太郎君
			中島徳太郎君
			有馬忠三郎君
			片倉兼太郎君
			河端作兵衛君
			片岡直方君
			岸本彥衛君
			松岡潤吉君
			桂之助君

昭和二十一年十一月十二日印刷

昭和二十二年十一月十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印 刷 局